

令和3年度舞鶴市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度舞鶴市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	水洗化戸数	38,400戸
(2)	年間総排水量	10,386,000m ³
(3)	1日平均排水量	28,500m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	処理場整備費	806,960千円
	雨水処理費	998,365千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	3,523,800千円	
第1項	営業収益	1,261,669千円	
第2項	営業外収益	2,262,129千円	
第3項	特別利益	2千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	3,409,800千円	
第1項	営業費用	3,052,786千円	
第2項	営業外費用	355,193千円	
第3項	特別損失	1,321千円	
第4項	予備費	500千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,203,100千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,147千円、建設改良積立金13,737千円、損益勘定留保資金1,143,216千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入	3,156,700千円	
第1項	企業債	1,927,000千円	
第2項	他会計補助金	79,809千円	
第3項	補助金	890,251千円	
第4項	出資金	252,690千円	
第5項	負担金	6,949千円	
第6項	固定資産売却代金	1千円	

支 出

第1款 資本的支出	4,359,800千円
第1項 建設改良費	2,204,434千円
第2項 償還金	2,154,996千円
第3項 積立金	370千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西浄化センター水処理設備改築事業費	自 令和3年度 至 令和5年度	千円 1,800,000
静溪ポンプ場整備事業費	自 令和3年度 至 令和5年度	1,800,000
浄化センター薬品調達経費	自 令和3年度 至 令和4年度	36,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
建設改良費等	千円 1,515,700	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについては、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
辺地対策事業費	6,000	同上	同上	同上	
資本費平準化債	405,300	同上	同上	同上	
計	1,927,000				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 243,772千円

(他会計からの補助金)
第10条 下水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,346,485千円である。

令和3年2月24日 提出

舞鶴市長 多々見 良三